

板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付要綱

(平成19年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、里帰り出産等のために板橋区妊婦健康診査実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）、板橋区新生児聴覚検査実施要綱（平成31年3月15日区長決定）、板橋区産婦健康診査実施要綱（令和8年2月27日区長決定）若しくは板橋区1か月児健康診査実施要綱（令和8年2月27日区長決定）に規定する実施医療機関（以下「契約医療機関」という。）以外の医療機関又は助産所で妊婦健康診査等を受診した者又は妊婦健康診査等を受診した者であつて、特別の事情により妊婦健康診査等に係る受診票を使用することができなかったものに対し、里帰り出産等による妊婦健康診査助成金（以下「妊婦健診助成金」という。）、新生児聴覚検査助成金（以下「聴覚検査助成金」という。）、里帰り出産等による産婦健康診査助成金（以下「産婦健診助成金」という。）又は里帰り出産等による1か月児健康診査助成金（以下「1か月児健診助成金」という。）を交付することにより、母子の健康を守るとともに、妊娠及び出産に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく妊婦健診助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）の対象者を除く。

(1) 契約医療機関以外の日本国内の医療機関又は助産所で妊婦健康診査（妊婦健康診査とは、板橋区妊婦健康診査実施要綱に規定する妊婦健康診査又は区長が認める妊婦健康診査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。以下同じ。）を受診したため、東京都内の区市町村で交付された「妊婦健康診査受診票(1回目)」「妊婦健康診査受診票(2回目以降)」「妊婦超音波検査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」（以下「妊婦健診受診票」という。）を使用することができなかった者又は日本国内の都外契約医療機関で妊婦健診受診票を使用しなかった者であること。

(2) 妊婦健康診査の受診日において、板橋区に住民登録があること。

2 この要綱に基づく聴覚検査助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱の対象者を除く。

(1) 契約医療機関以外の日本国内の医療機関で新生児聴覚検査（新生児聴覚検査とは、板橋区新生児聴覚検査実施要綱に規定する新生児聴覚検査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。以下同じ。）を受けたため、東京都内の区市町村で交付された「新生児聴覚検査受診票」（以下「聴覚検査受診票」という。）を使用することができなかった新生児聴覚検査の対象児の保護者（保護

者とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第4項の規定による保護者をいう。）（以下「対象児保護者」という。）又は日本国内の都外契約医療機関で聴覚検査受診票を使用しなかった対象児保護者であること。

（2）聴覚検査日に板橋区に住民登録があること。

- 3 この要綱に基づく産婦健診助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）の対象者を除く。

（1）契約医療機関以外の日本国内の医療機関又は助産所で産婦健康診査（産婦健康診査とは、里帰り出産等のために板橋区産婦健康診査実施要綱に規定する産婦健康診査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。以下同じ。）を受けたため、東京都内の区市町村で交付された「産婦健康診査受診票」（以下「産婦健診受診票」という。）を使用することができなかった者、又は日本国内の都外契約医療機関で産婦健診受診票を使用しなかった者であること。

（2）令和8年4月1日以降に出産した産婦であること。

（3）産婦健康診査受診日に板橋区に住民登録があること。

- 4 この要綱に基づく1か月児健診助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱の対象者を除く。

（1）契約医療機関以外の日本国内の医療機関で1か月児健康診査（1か月児健康診査とは、板橋区1か月児健康診査実施要綱に規定する1か月児健康診査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。以下同じ。）を受けたため、東京都内の区市町村で交付された「1か月児健康診査受診票」（以下「1か月児健診受診票」という。）を使用することができなかった1か月児健康診査の対象児の対象児保護者又は日本国内の都外契約医療機関で1か月児健診受診票を使用しなかった対象児保護者であること。

（2）令和8年4月1日以降に出生した対象児の対象児保護者であること。

（3）1か月児健康診査受診日に板橋区に住民登録があること。

- 5 妊婦健診助成金、聴覚検査助成金、産婦健診助成金、1か月児健診助成金（以下これらを総称して「助成金」という。）を同時に申請する場合には、一括して助成金の交付を受けることができる。

- 6 前各項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認める者に対し、助成金を交付することができる。

（助成金の額等）

第3条 妊婦健診助成金の対象となる妊婦健康診査は、一般健康診査にあつては14回を、超音波検査にあつては4回を、子宮頸がん検診にあつては1回を限度とする。

- 2 聴覚検査助成金の対象となる新生児聴覚検査は、1回を上限とする。

- 3 産婦健診助成金の対象となる産婦健康診査は、2回を上限とする。
- 4 1か月児健診助成金の対象となる1か月児健康診査は、1回を上限とする。
- 5 前各項に規定する助成金の額は、前条（第5項を除く。）に規定する対象者が妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査、1か月児健康診査に要した費用とする。ただし、受診日の属する年度において区が別途契約医療機関と契約する単価を上限とする。

（申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出産の日から起算して1年以内に、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

（1）削除

（2）東京都内の区市町村で交付された妊婦健診、聴覚検査、産婦健診又は1か月児健診受診票のうち未使用のもの

（3）医療機関又は助産所が発行した妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査若しくは1か月児健康診査の領収書、板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等受診等証明書（別記第2号様式）その他領収を証明する書類

（4）母子健康手帳等妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査又は1か月児健康診査を受けていることを証する書類

（交付決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第2条に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成を適当と認めたときは、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認めたときは、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補正）

第5条の2 区長は第5条第1項の審査の結果、申請書に不備があり又は第4条各号に掲げる書類に不足があることが明らかになった時は1か月の期間を定め申請書の訂正又は追加提出等の補正を求めることができる。ただし、1か月での補正が見込めない特段の事情がある時は3か月とする。

2 前項の場合において、期間内に書類が補正されず又は申請者に補正を求めることができない時は遅滞なく妊婦健康診査等助成金不交付決定通知書により通知するものとする。

(交付)

第6条 区長は、前条の規定する助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する申請人名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請者本人と異なる者に、助成金の受取りを委任することができる。この場合において、申請者は、助成金の受取りを委任する旨を、申請書をもって区長に届け出るものとする。

3 区長は、前項の規定により、助成金の受取りの委任の届出があったときは、第1項の規定にかかわらず、申請者が助成金の受取りを委任する者名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むことができる。

(公簿等の確認)

第7条 区長は、この要綱の施行のために必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、区が保有する公簿等を確認することができる。

2 区長は、申請書に添付しなければならない書類について、前項の規定によりその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(決定の取消し)

第8条 区長は、申請者が虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付決定を取り消した者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

3 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用す

ることができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２０年７月１日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成２０年４月１日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成２１年４月１日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成２１年４月１日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２１年１０月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金

交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に申請書を受理した分から適用する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 改正前の要綱に規定された様式を用いて作成された申請書その他の書類は、改正後の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付要綱の相当様式により作成されたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日以後における令和 7 年 3 月 31 日までに妊娠届を提出した者の第 2 条に係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和８年１０月１日から施行する。
- 2 令和８年１０月１日以後における令和８年４月１日から令和８年９月３０日までに出産及び出生した第２条第３項及び同条第４項に掲げる者の第２条、第３条及び第４条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長
私は、里帰り出産等による妊婦健康診査助成金、新生児聴覚検査助成金、産婦健康診査助成金、1か月児健康診査助成金の交付について下記のとおり申請し、請求します。
請求金額については、下記口座にお振込みください。なお、申請書には助成対象となる項目のみ記載しています。
この申請内容について、区が保有する公簿等を閲覧・調査すること及び医療機関等に問い合わせることに同意します。
妊娠間から子育て間に関わる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
提出した領収書について、原本・コピーいずれの場合も返却されないことに同意します。

※太線の枠内をご記入ください。

申請者兼請求者	フリガナ			生年月日			電話番号			
	氏名 ※1			年 月 日						
	出産日	※妊婦健康診査・産婦健康診査の払い戻しを申請する場合は記入				※新生児聴覚検査・1か月児健康診査の払い戻しを申請する場合は必ず記入				
	年 月 日 (予定日 年 月 日)				受診者(乳児)との続柄()					
住所	(郵便番号)	—							※住民登録をしている住所を記入してください。 ※転出された方(又は転出予定の方)は、転出先での住所と転出先の居住所をご記入ください。	
	板橋区									
	転出先 現住所	(郵便番号)	—							転出(予定)日
								年 月 日		
乳児	フリガナ							生年月日		
	氏名							年 月 日		

妊婦健康診査	受診日	申請額	区処理欄		妊婦子宮 頸がん検診	受診日	申請額	区処理欄	
			受診票	決定額				受診票	決定額
1回目	年 月 日		円 回収	円	1回目	年 月 日	円 回収	円	
2回目	年 月 日		円 回収	円	妊婦経腹 超音波検査	受診日	申請額	区処理欄	
3回目	年 月 日		円 回収	円	1回目	年 月 日	円 回収	円	
4回目	年 月 日		円 回収	円	2回目	年 月 日	円 回収	円	
5回目	年 月 日		円 回収	円	3回目	年 月 日	円 回収	円	
6回目	年 月 日		円 回収	円	4回目	年 月 日	円 回収	円	
7回目	年 月 日		円 回収	円	産婦 健康診査	受診日	申請額	区処理欄	
8回目	年 月 日		円 回収	円	1回目	年 月 日	円 回収	円	
9回目	年 月 日		円 回収	円	2回目	年 月 日	円 回収	円	
10回目	年 月 日		円 回収	円	妊産婦健康診査助成金 交付申請額 合計		円	円	
11回目	年 月 日		円 回収	円	新生児 聴覚検査	受診日	申請額	区処理欄	
12回目	年 月 日		円 回収	円		年 月 日	円 回収	円	
13回目	年 月 日		円 回収	円		1か月児 健康診査	年 月 日	円 回収	円
14回目	年 月 日		円 回収	円	新生児聴覚検査・1か月児健康診査 交付申請額 合計		円	円	

振込口座	振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合										本店 支店 出張所															
	コード											コード															
	口座種別	1普通 2当座 4貯蓄				口座番号	(右詰記入)																				
	フリガナ																										
	口座名義 ※																										

委任状 ※2	
私は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金の受領を上記口座名義の者に委任します。	
年 月 日	申請者兼請求者

※1 申請者兼請求者欄の氏名 (1)妊産婦の健診に加えて1か月児健診及び新生児聴覚検査を同時に申請するとき→妊産婦本人
(2)妊婦健診と産婦健診のみを申請するとき→妊産婦本人
(3)新生児聴覚検査と1か月児健診のみを申請するとき→保護者

※2 口座名義欄が申請者兼請求者以外又は婚姻前の旧姓の場合は、上欄の委任状への記入も必要です。

区処理欄	交付者	住民登録日	年 月 日	妊産婦 健康診査分	円
		転出年月日	年 月 日	新生児聴覚検査 1か月児健康診査 分	円
		母子健康手帳 交付日	年 月 日	決定額合計	円

受付印

第2号様式(第4条関係)

板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等受診等証明書

下記の者について、定期の妊婦健康診査等を行い、これに係る健康診査費用を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関名称及び所在地
(助産所)

担当者

印

記

妊 産 婦	フリガナ		生年月日
	氏名		
	出産日	年 月 日 (予定日 年 月 日)	

■健診日と健診費用

※領収額…定期健診及び健診に伴う検査料金の合計額(治療・注射・投薬は除く)

妊婦健康診査	定期健診日	領収額	妊婦健康診査	定期健診日	領収額
1回目	年 月 日	円	8回目	年 月 日	円
2回目	年 月 日	円	9回目	年 月 日	円
3回目	年 月 日	円	10回目	年 月 日	円
4回目	年 月 日	円	11回目	年 月 日	円
5回目	年 月 日	円	12回目	年 月 日	円
6回目	年 月 日	円	13回目	年 月 日	円
7回目	年 月 日	円	14回目	年 月 日	円

産婦健康診査	定期健診日	領収額	1か月児健康診査 (多胎の場合は 余白に記入)	定期健診日	領収額
1回目	年 月 日	円	1回目	年 月 日	円
2回目	年 月 日	円			

※下記は実施した場合のみ、記入すること

妊婦経腹超音波検査 (定期健診受診日における総実施回数)	総実施回数	回
妊婦子宮頸がん検診 (領収額は定期健診に含む)	実施日	年 月 日
新生児聴覚検査 (多胎の場合は余白に記入)	実施日	年 月 日
	領収額	円

区 処 理 欄	妊婦経腹 超音波検査	可・不可(回収枚数: 枚)	新生児 聴覚検査	可・不可(回収枚数: 枚)
	妊婦子宮 頸がん検診	可・不可(回収枚数: 枚)	産婦健診 1か月健診	可・不可(回収枚数: 枚) 可・不可(回収枚数: 枚)

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金」について、交付決定したので通知します。

記

1 氏名

2 住所

3 助成金額 _____ 円

4 振込予定日

5 その他

第 4 号様式（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「里帰り出産等による妊婦健康等診査助成金」については、下記の理由により助成しないことに決定したので通知します。

記

理 由